

質問回答書

件名：東京国際空港制限表面障害物調査

番号	質問事項	回答
1	特記仕様書 第 2 章 業務内容 第 17 条 障害物調査について 特記仕様書の作業内容・範囲（数量）を実施するうえで、同種業務の実績経験から判断すると、工期内で成果を納品する場合、支障物件を確定する作業項目（第 17 条 （3）支障物件図化、（4）現地調査、（5）点検測量、（6）地番重ね図作成および地権者（土地・建物）確認）が 10 月中旬までに完成する必要があります。そのためには、かなりの作業班を用意する必要があります。本業務の契約後、工期延伸または履行条件の見直し等を予定されているのでしょうか。	本件に関しましては、契約締結後に工期延伸又は履行条件の見直し等は予定していません。